

Universal Oneサービス契約約款（第8編） 【現改比較表】 2020年7月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第8編）（平成23年B N Sネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第8編）（平成23年B N Sネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

目次 （略）

目次 （略）

第1章～第13章 （略）

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

別記 （略）

料金表

料金表

通則 （略）

通則 （略）

第1表～第3表 （略）

第1表～第3表 （略）

料金表別表

料金表別表

複合利用割引の適用

複合利用割引の適用

ア （略）

ア （略）

イ 複合利用割引の申出を行うことができる条件は、次のとおりとします。

イ （略）

（ア） その専用契約が、ハイウェイインタフェースの100Mb/s品目に係るもの
のうち、帯域設定型に係るものであって中継回線の符号伝送速度が100Mb/sの
ものであること。

（イ） 1の複合利用回線群（その専用契約者が指定する当社の提供する電気通信サ
ービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約により構成されるもの
であって、その専用契約者に係るもの（その専用契約者と業務上緊密な関係を有
することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。）をいいま
す。）の料金額の年間累計額（前12料金月の累計額とします。）が30億円(33億
円)以上であること。

ウ～エ （略）

ウ～エ （略）

（注） この欄のイの(イ)に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サー
ビスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、I P伝送サービス、
I P通信網サービス及びイーサネット通信サービスとします。

（注） この欄のイの(イ)に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サー
ビスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、I P伝送サービス、
I P通信網サービス、イーサネット通信サービス及びUniversal Oneサービス（イ
ーサネット通信サービスから移行したものに限ります。）とします。

別表 （略）

別表 （略）